

発議第15号

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書について

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年10月20日 提出

松阪市議会議員	水谷晴夫
	今井一久
	深田龍
	坂口秀夫
	中村良子
	山本芳敬
	山本節
	永作邦夫
	中島清晴

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で、確立されたものであり、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが制度の趣旨である。

1985年以降、義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、2006年からは、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれているものの、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して、実際、各地方で予算措置される比率は高くない。2007年度における措置率の全国平均は65.3%で、三重県は49.0%、東京都は164.8%、秋田県では26.9%と地域間格差も広がっている。

また、2014年度、三重県内小中学校においては、総額で約7億円が教材費として措置されたが、これは地方交付税上の予算措置額の58.5%にとどまり、まだまだ低い状況である。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって、きわめて重要なことである。

よって国においては、その時々^{（一）}の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と、さらなる充実を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 10 月 20 日

三重県松阪市議会議長 大 平 勇